

農林業振興総合対策事業 事業一覧

事業の種類		事業主体	事業内容及び助成対象事業	補助率又は補助額	補助対象事業費限度額
区分	事業種目				
1土地 基盤整備 事業	(1) 農業 生産基盤整 備事業	利用組合、 共同施工者 (請負に限 る) 利用組合、 農家、認定 農業者(資 材支給に限 る)	農業生産基盤の整備を行うた めの事業とし、助成の対象は 区画整理、暗渠排水、用排水 路、ため池、客土、畑、田の 開墾の工事及び自力施工によ る上記整備に要する資材、管 理道への敷砂利とする。ただ し、上記各種工事を同時に施 行した場合も対象とする	請負 10分の4 以内 資材支給 10分 の3以内	請負 100万円 資材支給 上限30万円 下限5万円
	(2) 農道 事業	利用組合	農業用機械の運行、農作物の 運搬等農業生産活動に供する 農道の整備を行うための事業 とし、助成の対象は補助事業 者等が行う農道の新設改良工 事、資材支給によるコンク リート舗装、敷砂利とする。 ただし、資材支給については 認定農道とし、再舗装を認め る。(農業用機械の運行及び 農作物の運搬等農業生産活動 に著しく影響のある場合のみ)	新設改良工事費 A級 10分の4以内 B級 10分の3以内	新設改良 上限400万円
				舗装用コンク リート及び砂利 10分の5以内	コンクリート舗 装及び砂利 1路線 上限20万円 下限コンクリ ート1立法メー トル以上、碎石3 立法メートル以 上
(3) 遊休 農地活用促 進事業	認定農業者 農家	農地の有効活用を図るため遊 休荒廃地となっている農地を 活用するための事業とし農地 復帰に要する経費に対して助 成する。事業実施後作付けを 条件とする。(請負の場合は 工事に要する経費一式、自力 施工による場合は重機リース 料)	10分の4以内	上限100万円 下限5万円	
2経営 近代化 施設事 業	(1) 生産 機械施設整 備事業	森林組合 利用組合 生産者組合 認定農業者 農業所得の ある農業者	農業生産の合理化及び近代化 を図るため施設、機械を設置 する事業とし、対象事業は、 栽培飼育、管理、収穫、処 理、調整、集出荷、貯蔵の施 設、機械及び附帯施設とす る。ただし、本事業を活用後 5年間は同一種目での申請が できないものとする。 農業所得のある農業者とは過 去5年間で1度でも農業収入 が100万円以上ある農家とす る(村長が奨励する作物につ いてはこの限りではない)	10分の3以内	上限300万円 下限30万円
	(2) 果樹 生産奨励苗 木補助事業		果樹生産振興に資する柿苗木 を購入する事業とする。	柿苗木1本につ き500円	

農林業振興総合対策事業 事業一覧

事業の種類		事業主体	事業内容及び助成対象事業	補助率又は補助額	補助対象事業費 限度額
区分	事業種目				
3経営 改善促 進事業	(1) 農業 担い手グ ループ育成 対策事業	農業担い手 グループ	農業担い手グループの組織活 動の強化と体系的な研修、プ ロジェクト活動の推進を図る ための事業とし助成の対象は 研修、調査、会議、研究とす る。	10分の4以内	上限20万円
	(2) 農林 業経営資金 利子補給事 業	認定農業者 及び新規就 農者	農協等から農林業経営資金の 貸付けを受けた農林業者の経 営の安定を図るための事業と する。	借入利子 10分の8以内	
	(3) 農畜 産物生産安 定基金事業	農業協同組 合	生産者が負担する基金負担額 とする。	10分の3以内	
4有害 鳥獣駆 除事業	(1) 有害 鳥獣対策事 業	森林組合 生産者組合 共同施行者 農業協同組 合 農家	有害鳥獣の駆除捕獲施設、電 気牧柵及び薬剤等とする。た だし単体で他に流用できる資 材は除く。	購入資材 10分の4以内	下限1万円
	(2) 有害 鳥獣駆除事 業	猟友会		村長が認める額	
5農地 利用促 進事業	(1) 委託 作業補助事 業	農家	利用権等設定がされていない 農地をJA、泰阜村営農支援セ ンターなど法人格を有する村 内に事業所のある事業者また はシルバー人材センターへ作 業を依頼した費用に対する補 助事業とし、補助対象は田畑 の委託作業（耕起、代かき、 田植え、稲刈り、草刈り、病 害虫防除、除草、脱穀、乾 燥）の作業費とする。	10分の3以内	上限10万円 下限1万円